

青森県防災会議議事録

平成26年2月25日(火)

青森県環境生活部原子力安全対策課

青森県防災会議

平成26年2月25日(火)

11:00～11:15

災害対策本部室

出席者

【青森県防災会議委員】

三村会長、早川災害対策官(東北管区警察局 蝦名委員代理)、岡部委員、伊藤青森地域センター長(東北農政局 佐々木委員代理)、宿利青森森林管理署長(東北森林管理局 黒川委員代理)、大村総括防災調整官(東北地方整備局 小池委員代理)、千田青森運輸支局長(東北運輸局 長谷川委員代理)、新津委員、肆矢委員、渡部委員、石垣地方協力確保室長(東北防衛局 中村委員代理)、高橋委員、佐藤教育次長(青森県教育委員会 橋本委員代理)、徳永委員、青山委員、佐々木委員、中村委員、小笠原委員、山谷委員、林委員(原子力部会長)、三浦委員、馬場委員、相馬委員、横森委員、佐藤委員、八戸委員、石岡委員、木戸委員、吉崎消防次長(青森県消防長会 名古屋委員代理)、向久保委員、伊藤委員、菊池委員、柴田総務課長(日本銀行 宮下委員代理)、奥川委員、松隈委員、庄子委員、佐藤委員(東北電力株式会社 増子委員代理)、及川委員、金井委員、三上常務取締役(青森ガス株式会社 竹中委員代理)、工藤委員、山本委員、小山内委員、白井委員、齋藤委員

【事務局】

原田環境生活部次長、石井原子力安全対策課長、庄司原子力安全対策課長代理、楠美医療薬務課長ほか

議題

青森県地域防災計画(原子力編)修正案について

配付資料

番号なし	会議次第、出席者名簿、席図
資料1	青森県地域防災計画(原子力編)修正の概要
資料2	青森県地域防災計画(原子力編)修正案
資料3	青森県地域防災計画(原子力編)新旧対照表

司会

ご案内の定刻となりましたので、ただいまより青森県防災会議を開会いたします。開会にあたりまして、三村知事より御挨拶を申し上げます。

三村知事

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。日頃から青森県政の推進に当たりましても、格別のご意見、ご協力をいただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

さて、青森県地域防災計画原子力編につきましては、昨年2月に、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた国の防災基本計画や改正されました原子力災害対策特別措置法に基づく原子力災害対策指針等を踏まえた修正を行ったところでございます。

本日お諮りする修正案は、昨年2月の修正後、避難等の防護措置の判断のために行う緊急時モニタリングの実施体制や運用方法、放射性ヨウ素による内部被ばくを低減する観点から行う安定ヨウ素剤の配布・服用方法、このことにつきまして、国の検討結果を反映した原子力災害対策指針の改正内容等を踏まえたものでございます。1月31日に開催いたしました青森県防災会議原子力部会において、原子力防災の専門家等の方々にご検討いただきとりまとめたものでございます。県といたしましては、今回の修正により、原子力防災対策の一層の推進を図っていきたいと考えているところでございますので、委員の皆様におかれましては、本修正案に対する忌憚のないご意見、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますがご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

司会

議事に入ります前に、お手元の資料を確認させていただきます。はじめに、会議次第、出席者名簿、席図、資料番号1として青森県地域防災計画原子力編修正案の概要、資料番号2としてその修正案、資料番号3として新旧対照表、以上でございます。資料に不足等はないでしょうか。ありがとうございます。それでは議事に入らせていただきます。議長は青森県附属機関に関する条例に定めるところにより、青森県防災会議の会長が務めることとなっておりますので、知事が議事を進行いたします。それではよろしく申し上げます。

会長

それでは議長を務めさせていただきます。青森県地域防災計画原子力編の修正についてご審議をお願いいたします。修正案及び防災会議原子力部会における検討結果について、原子力部会長である環境生活部長から報告をお願いします。

林委員（原子力部会長）

環境生活部の林でございます。よろしくお願いいたします。それでは報告させていただきます。まず本日お諮りする修正案でございますが、昨年2月の修正以降の原子力災害対策指針等の改正を踏まえた内容につきまして、1月31日に開催いたしました、青森県防災会議原子力部会での検討結果を取りまとめたものでございます。修正案の概要につきましては、お手元の資料1を用いてご説明させていただきます。資料1をご覧ください。青森県地域防災計画原子力編につきましては、昭和47年に作成して以来、国の防災体制の枠組みの変更等に合わせまして、修正を行ってきたところでございます。昨年2月に、いわゆる福島第一原子力発電所の事故を踏まえた国の防災基本計画ですとか、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力災害対策指針等を踏まえた修正を行ったところでございます。今回は、昨年2月の修正後、緊急時モニタリングや、安定ヨウ素剤の配布・服用についての国検討チームの検討結果を反映いたしました原子力災害対策指針の改正内容を踏まえまして、青森県地域防災計画原子力編を修正するものでございます。主な内容は、先ほど申し上げた緊急時モニタリングや、安定ヨウ素剤の配布・服用についてでございますが、まずその概要につきまして、資料の4ページ、後ろから2枚目でございますが、こちらでもってご説明させていただきます。

まず緊急時モニタリングの目的でございますが、原子力災害におきまして、避難や飲食物の摂取制限等の防護措置、これを実施するための判断材料として、緊急時に周辺環境の空間放射線量率等を測定し把握するものでございます。まず枠組みといたしまして平常時の取り組みでございますが、国におきましては、関係機関が連携した緊急時モニタリングを実施するため、現地に緊急時モニタリングセンターの体制を準備いたします。そして、その要員の動員計画を作成することとされています。それを受けまして、県におきましては、まずあらかじめ、緊急時モニタリング計画、これは県内の緊急時モニタリングの実施体制、測定項目毎の測定候補地点等を記したものでございますが、この計画を作成するこ

ととされてございます。

そして緊急時における対応でございます。警戒事態におきましては、国において、緊急時モニタリングの準備を行います。そして現地、県におきましては、緊急時モニタリングの準備として、先ほど申し上げました緊急時モニタリング計画に基づきまして、諸々の準備を行うこととなります。施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の場合におきまして、国は、現地に緊急時モニタリングセンターを立ち上げます。そして、図の右側にいっていただきまして、関係職員をこの緊急時モニタリングセンターへ派遣し、モニタリングセンターは、国、県、事業者等が連携して設置することとなります。そして、左側、国の対応でございますが、2つ目のポツのところ、県が策定した緊急時モニタリング計画に基づきまして、緊急時モニタリングの実施内容を定めた緊急時モニタリング実施計画を作成いたします。この緊急時モニタリング実施計画に基づきまして、右側でございますが、モニタリングセンターにおいて、緊急時モニタリングを実施するものでございます。そしてこの緊急時モニタリングセンターにつきましては、国が統括し、センター長は国が務めることとされてございます。そのモニタリング結果を報告し、国において、集約、解析・評価し、モニタリング結果の公表は一元的に国が実施するという仕組みになってございます。以上がモニタリングの在り方の部分でございます。

次のページ、5ページをお開きいただきたいと思っております。5ページは、安定ヨウ素剤の配布・服用の具体化についてお示ししたものでございます。安定ヨウ素剤の予防服用につきましては、放射性ヨウ素による内部被ばくを低減する観点から、避難等の防護措置と併せて安定ヨウ素剤を服用するというものでございます。左側に円が記載されてございますが、区分といたしまして、PAZ、原子力発電所から概ね半径5kmの区域におきましては、平常時に安定ヨウ素剤を事前配布することとされてございます。そして県は市町村と連携し、事前配布のための住民説明会を開催して、配布することになるわけでございますが、まず1ポツでございます。原則として医師により、服用目的、保管方法、副作用、アレルギー、過剰摂取に関する注意点等を説明し、必要な分のみを配布する。そして、説明会と併せ、調査票等によりアレルギー等の把握に努めることとされてございます。事前配布した安定ヨウ素剤につきましては、3年ごとに回収し新しいものを再配布することとされてございます。次に、原子力発電所から概ね半径30kmの区域、いわゆるUPZでございますが、こちらにつきましては緊急時に配布することとされてございます。そのため県は、市町村と連携し、緊急時に避難等と併せて配布することとなります。緊急時に住民

等が避難を行う際に配付できるよう、配付場所、配付手続、配付及び服用に關与する医師等の手配等について定めることとされてございまして、配付用の安定ヨウ素剤を適切な場所に備蓄することとなります。そして服用についてでございますが、国の指示、又は独自の判断により、県は、市町村と連携し、服用を指示するというものでございます。以上が、緊急時モニタリングと、安定ヨウ素剤の配布・服用についての全体の仕組みでございます。

これを受けまして、資料の1ページにおかえりいただきたいと思ひます。今回の修正の概要を整理したものでございまして、1ページ目の①から次のページの⑦まで、7項目でございます。まず①が先ほどの緊急時モニタリングの実施体制や運用方法の具体化でございまして、先ほどの4ページでお示したように、緊急時モニタリングの体制等について以下の項目を追記してございます。主なもの申し上げますと、県は、国が設置する緊急時モニタリングセンターに、要員として参画し、国の指揮の下、要員が連携して緊急時モニタリングを実施すること、緊急時モニタリングセンター受け入れ体制の整備に協力すること、動員計画の作成に協力すること等、先ほどの仕組みについての必要な部分を追記しているものでございます。そして②が安定ヨウ素剤の配布・服用方法の具体化についてでございます。先ほどの全体的な仕組みに基づきまして、まず、県は、市町村と連携し、P A Z内及びP A Z外であつて事前配布が必要と判断される地域の住民への事前配布を行うに当たり、説明会を開催し、原則として医師による説明を行うこと。同じく県は、市町村と連携し、説明を受けた住民に対し、安定ヨウ素剤を配布すること。そして、次の配布についてでございますが、P A Z外の住民等に対し、配布できるよう配布場所等についてあらかじめ定めるとともに、安定ヨウ素を備蓄すること等について追記しているものでございます。次の2ページをお開きいただきたいと思ひます。それ以外の主な項目でございますが、③といたしまして、東通原子力発電所に係る緊急事態区分の名称の修正及び定義の追記という形で、名称の修正等を行つてございます。説明文の3行目にありますように、これまで使つていた警戒事象、特定事象及び原子力緊急事態という言葉、以下の名称に修正して定義を追記しているものでございます。ひとつが警戒事態、そして施設敷地緊急事態、全面緊急事態という用語に修正、そして定義を追加してございます。④でございますが、これも字句の修正で、災害時要援護者の名称を、要配慮者に修正してございます。高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者について、これまでの災害時要援護者から要配慮者に名称を修正してございます。⑤でございますが、施設敷地緊急事態要避難者の定義及び対応の追記ということで、P A Z圏内の要配慮者や安定ヨウ素剤が服用できない者

を施設敷地緊急事態要避難者と定義いたしまして、警戒事態の段階で避難の準備を開始し、施設敷地緊急事態の段階で避難することを追記しているものでございます。そして⑥につきましては、放射性物質による環境汚染への対処のための体制整備を追記しているものでございます。その他⑦として字句の修正等を行っている、これが今回の修正の主な概要でございます。

また、先ほど申し上げたように1月31日に原子力部会を開催したところでございますが、この原子力部会における意見、要望等についてご紹介をさせていただきます。まず1点目として、緊急時モニタリングのデータは国が一元的に評価することとされているが、県も、国と連絡を密に行い、評価について意見を述べていくことが重要であるというご意見、そのほか、緊急時に配布される安定ヨウ素剤の備蓄場所の設定に際しては、災害発生時において速やかに対応できるよう、各自治体で保管することも含め、検討していただきたいというご要望があったところでございます。以上、報告させていただきます。

会長

それではただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。ご質問、ご意見がないようですので、それでは、お諮りをいたします。青森県地域防災計画原子力編の修正については、原案どおり決定してご異議ございませんでしょうか。はい、異議なしということでございますので、青森県地域防災計画原子力編の修正については原案どおり決定をいたします。

それでは以上で本日の会議を終了することといたします。本日お集まりの皆様方には今後とも何かとお世話になると思いますが、よろしくご指導・ご協力のほどお願いいたします。誠にありがとうございました。

司会

これをもちまして、青森県防災会議を閉会いたします。本日はご多用中のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。